

佐賀県告示第 557 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17  
第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 28 年 11 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
12	武雄市武雄町大字富岡字水谷	11368 番 3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立地
	武雄市朝日町大字甘久字外久保	1077 番 2 1089 番 1095 番	
13	嬉野市塩田町大字馬場下字賤四郎	甲 1016 番 2 の一部 甲 1018 番 1 の一部	〃
14	神埼郡吉野ヶ里町吉田字丸野	1973 番の一部	〃